

平成 25 年 3 月 29 日
海事局安全・環境政策課
運航労務課

<問い合わせ先>

海事局

安全・環境政策課 奥村

TEL 03-5253-8111 (代表) (内線 43-531)

03-5253-8631 (直通)

FAX 03-5253-1642

運航労務課 矢島

TEL 03-5253-8111 (代表) (内線 45-266)

03-5253-8653 (直通)

小型高速旅客船の旅客負傷事故に関する運輸安全委員会の 事故調査報告への対応について

- 1 平成 24 年 6 月、沖縄県で発生した、小型高速旅客船（第三あんえい号及び第三十八あんえい号）の旅客負傷事故について、本日（3 月 29 日）、運輸安全委員会の事故調査報告が公表され、国土交通大臣及び旅客船の運航会社（有限会社安栄観光）に対して、今後の再発防止に関する勧告が出されました。

注 1) 事故の概要

乗船中の旅客が、波を受けた際の上下動の衝撃により、前方座席で腰椎圧迫骨折。
(平成 24 年 6 月 24 日及び 26 日に発生、負傷者各 1 人)

注 2) 勧告の概要

- ・国土交通大臣：平成 24 年 3 月に作成した「荒天時安全運航マニュアル」の全国の事業者に対する周知徹底。
- ・安栄観光：旅客の安全確保措置等の事故防止策の実施、安全教育の実施等。

注 3) 荒天時安全運航マニュアル

昨年 3 月に、海事局が、総トン数 20 トン未満、航海速力 22 ノット以上等の小型高速船の運航事業者向けに作成した、荒天時の操船方法等の旅客の安全対策マニュアル。

- 2 国土交通省としては、勧告を受けて、

- (1) 3 月 29 日、小型高速船の運航事業者（全国 9 者）に対して、荒天時安全運航マニュアルの遵守について周知徹底するよう、地方運輸局等に指示するとともに、以後、各地方運輸局等の訪船による安全指導を実施します。
- (2) また、事故を発生させた有限会社安栄観光に対しては、4 月 5 日、現地において監査を実施し、安全対策の実施状況の確認や今般の勧告内容の具体化を指示します。

以 上